

平成 18 年 2 月 7 日

各 位

大阪府松原市三宅東一丁目 8 番 7 号
株 式 会 社 関 門 海
代表取締役社長 山形 圭史
(コード番号：3372 東証マザーズ)
問合せ先 経営支援プロジェクトリーダー
原 真 理
電 話 番 号 072-349-0029 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 7 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び商法 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションを目的とする新株予約権の発行を平成 18 年 2 月 24 日開催予定の当社第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション（新株予約権）を発行する目的及び有利発行を必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者に対して、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 3,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併を行い新株予約権が継承される場合、または会社分割を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる普通株式数 1 株）を上限とする。

なお、上記(2)により各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込みをすべき金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に上記(3)に定める新株予約権 1 個の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していな

い日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切上げ) とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値 (取引が成立しない場合はその前日の終値) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行 (新株予約権の行使の場合を除く。) または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{払込金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1 株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{新規発行前の株価} \\ \text{既発行株式数 + 新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たり払込金額」は「1 株当たり処分金額」、「新規発行前の株価」は「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使時における払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で払込金額は適切に調整されるものとする。

また、これらの調整が行われる場合には、当社は調整後直ちに新株予約権の権利者に対し、その旨及びその事由、調整後の払込金額ならびに適用の日を通知するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 28 日まで

(7) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた当社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の割当を受けた当社の外部事業協力者は、権利行使時においても事業協力者、または当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、上記のいずれでもない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分をすることはできない。
- ④ この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権の全部を無償で消却することができる。
- ② 対象者が権利行使する前に、上記 (7) ① または ② に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、取締役会の決議をもって、対象者の有する新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上